

雨水浸透阻害行為の許可事務申請マニュアル 新旧対照表

令和8年2月

資料	頁	旧 (ver1.0)	新(ver1.1)																																																										
申請マニュアル	表紙	<p style="text-align: center;">特定都市河川浸水被害対策法に基づく 雨水浸透阻害行為の許可事務 申請マニュアル 【矢出沢川流域版】</p> <p style="text-align: center;">令和8年1月 長野県</p>	<p style="text-align: center;">特定都市河川浸水被害対策法に基づく 雨水浸透阻害行為の許可事務 申請マニュアル 【矢出沢川流域版】</p> <p style="text-align: center;">令和8年2月 長野県</p>																																																										
申請マニュアル	2-8	<table border="1"> <thead> <tr> <th>法</th> <th>部署</th> <th>役割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">特定都市河川浸水被害対策法 雨水浸透阻害行為許可</td> <td>長野県河川課</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・全般指導 ・審査(当面) ・関係機関との調整 </td> </tr> <tr> <td>建設事務所維持管理課</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・事前相談窓口、事前確認 ・申請窓口 ・河川課へ進達(当面) ・工事完了検査 ・権限設置 </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">都市計画法 開発許可</td> <td>長野県都市・まちづくり課</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・全般指導 ・大規模案件等審査 ・関係機関との調整 </td> </tr> <tr> <td>建設事務所建築課</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・申請窓口 ・審査 ・工事完了検査 </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">盛土規制法 盛土規制</td> <td>長野県都市・まちづくり課</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・全般指導 ・関係機関との調整 </td> </tr> <tr> <td>建設事務所維持管理課</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・申請窓口 ・審査 ・工事完了検査 </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">森林法 林地開発許可</td> <td>長野県林務課森林づくり推進課</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・全般指導 ・他県、他局がまたがる案件、他法令(知事許可)該当案件審査 ・関係機関との調整 </td> </tr> <tr> <td>地域振興局林務課</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・申請窓口 ・審査 ・工事完了検査 </td> </tr> <tr> <td>上田市開発条例</td><td>上田市都市計画課</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・申請窓口 ・審査 </td> </tr> <tr> <td>農地法・農地転用 農振法・農振除外</td><td>上田市農業委員会事務局 上田市農業政策課</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・申請窓口(その他農地に關すること:農地整備課) ・審査 </td> </tr> </tbody> </table>	法	部署	役割	特定都市河川浸水被害対策法 雨水浸透阻害行為許可	長野県河川課	<ul style="list-style-type: none"> ・全般指導 ・審査(当面) ・関係機関との調整 	建設事務所維持管理課	<ul style="list-style-type: none"> ・事前相談窓口、事前確認 ・申請窓口 ・河川課へ進達(当面) ・工事完了検査 ・権限設置 	都市計画法 開発許可	長野県都市・まちづくり課	<ul style="list-style-type: none"> ・全般指導 ・大規模案件等審査 ・関係機関との調整 	建設事務所建築課	<ul style="list-style-type: none"> ・申請窓口 ・審査 ・工事完了検査 	盛土規制法 盛土規制	長野県都市・まちづくり課	<ul style="list-style-type: none"> ・全般指導 ・関係機関との調整 	建設事務所維持管理課	<ul style="list-style-type: none"> ・申請窓口 ・審査 ・工事完了検査 	森林法 林地開発許可	長野県林務課森林づくり推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・全般指導 ・他県、他局がまたがる案件、他法令(知事許可)該当案件審査 ・関係機関との調整 	地域振興局林務課	<ul style="list-style-type: none"> ・申請窓口 ・審査 ・工事完了検査 	上田市開発条例	上田市都市計画課	<ul style="list-style-type: none"> ・申請窓口 ・審査 	農地法・農地転用 農振法・農振除外	上田市農業委員会事務局 上田市農業政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・申請窓口(その他農地に關すること:農地整備課) ・審査 	<table border="1"> <thead> <tr> <th>法</th> <th>部署</th> <th>役割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">特定都市河川浸水被害対策法 雨水浸透阻害行為許可</td> <td>長野県河川課</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・全般指導 ・審査(当面) ・関係機関との調整 </td> </tr> <tr> <td>建設事務所維持管理課</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・事前相談窓口、事前確認 ・申請窓口 ・河川課へ進達(当面) ・工事完了検査 ・権限作成 </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">都市計画法 開発許可</td> <td>長野県都市・まちづくり課</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・全般指導 ・大規模案件等審査 ・関係機関との調整 </td> </tr> <tr> <td>建設事務所建築課</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・申請窓口 ・審査 ・工事完了検査 </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">盛土規制法 盛土規制</td> <td>長野県都市・まちづくり課</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・全般指導 ・関係機関との調整 </td> </tr> <tr> <td>建設事務所維持管理課</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・申請窓口 ・審査 ・工事完了検査 </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">森林法 林地開発許可</td> <td>長野県林務課森林づくり推進課</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・全般指導 ・他県、他局がまたがる案件、他法令(知事許可)該当案件審査 ・関係機関との調整 </td> </tr> <tr> <td>地域振興局林務課</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・申請窓口 ・審査 ・工事完了検査 </td> </tr> <tr> <td>上田市開発条例</td><td>上田市都市計画課</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・申請窓口 ・審査 </td> </tr> <tr> <td>農地法・農地転用 農振法・農振除外</td><td>上田市農業委員会事務局 上田市農業政策課</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・申請窓口(その他農地に關すること:農地整備課) ・審査 </td> </tr> </tbody> </table>	法	部署	役割	特定都市河川浸水被害対策法 雨水浸透阻害行為許可	長野県河川課	<ul style="list-style-type: none"> ・全般指導 ・審査(当面) ・関係機関との調整 	建設事務所維持管理課	<ul style="list-style-type: none"> ・事前相談窓口、事前確認 ・申請窓口 ・河川課へ進達(当面) ・工事完了検査 ・権限作成 	都市計画法 開発許可	長野県都市・まちづくり課	<ul style="list-style-type: none"> ・全般指導 ・大規模案件等審査 ・関係機関との調整 	建設事務所建築課	<ul style="list-style-type: none"> ・申請窓口 ・審査 ・工事完了検査 	盛土規制法 盛土規制	長野県都市・まちづくり課	<ul style="list-style-type: none"> ・全般指導 ・関係機関との調整 	建設事務所維持管理課	<ul style="list-style-type: none"> ・申請窓口 ・審査 ・工事完了検査 	森林法 林地開発許可	長野県林務課森林づくり推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・全般指導 ・他県、他局がまたがる案件、他法令(知事許可)該当案件審査 ・関係機関との調整 	地域振興局林務課	<ul style="list-style-type: none"> ・申請窓口 ・審査 ・工事完了検査 	上田市開発条例	上田市都市計画課	<ul style="list-style-type: none"> ・申請窓口 ・審査 	農地法・農地転用 農振法・農振除外	上田市農業委員会事務局 上田市農業政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・申請窓口(その他農地に關すること:農地整備課) ・審査
法	部署	役割																																																											
特定都市河川浸水被害対策法 雨水浸透阻害行為許可	長野県河川課	<ul style="list-style-type: none"> ・全般指導 ・審査(当面) ・関係機関との調整 																																																											
	建設事務所維持管理課	<ul style="list-style-type: none"> ・事前相談窓口、事前確認 ・申請窓口 ・河川課へ進達(当面) ・工事完了検査 ・権限設置 																																																											
都市計画法 開発許可	長野県都市・まちづくり課	<ul style="list-style-type: none"> ・全般指導 ・大規模案件等審査 ・関係機関との調整 																																																											
	建設事務所建築課	<ul style="list-style-type: none"> ・申請窓口 ・審査 ・工事完了検査 																																																											
盛土規制法 盛土規制	長野県都市・まちづくり課	<ul style="list-style-type: none"> ・全般指導 ・関係機関との調整 																																																											
	建設事務所維持管理課	<ul style="list-style-type: none"> ・申請窓口 ・審査 ・工事完了検査 																																																											
森林法 林地開発許可	長野県林務課森林づくり推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・全般指導 ・他県、他局がまたがる案件、他法令(知事許可)該当案件審査 ・関係機関との調整 																																																											
	地域振興局林務課	<ul style="list-style-type: none"> ・申請窓口 ・審査 ・工事完了検査 																																																											
上田市開発条例	上田市都市計画課	<ul style="list-style-type: none"> ・申請窓口 ・審査 																																																											
農地法・農地転用 農振法・農振除外	上田市農業委員会事務局 上田市農業政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・申請窓口(その他農地に關すること:農地整備課) ・審査 																																																											
法	部署	役割																																																											
特定都市河川浸水被害対策法 雨水浸透阻害行為許可	長野県河川課	<ul style="list-style-type: none"> ・全般指導 ・審査(当面) ・関係機関との調整 																																																											
	建設事務所維持管理課	<ul style="list-style-type: none"> ・事前相談窓口、事前確認 ・申請窓口 ・河川課へ進達(当面) ・工事完了検査 ・権限作成 																																																											
都市計画法 開発許可	長野県都市・まちづくり課	<ul style="list-style-type: none"> ・全般指導 ・大規模案件等審査 ・関係機関との調整 																																																											
	建設事務所建築課	<ul style="list-style-type: none"> ・申請窓口 ・審査 ・工事完了検査 																																																											
盛土規制法 盛土規制	長野県都市・まちづくり課	<ul style="list-style-type: none"> ・全般指導 ・関係機関との調整 																																																											
	建設事務所維持管理課	<ul style="list-style-type: none"> ・申請窓口 ・審査 ・工事完了検査 																																																											
森林法 林地開発許可	長野県林務課森林づくり推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・全般指導 ・他県、他局がまたがる案件、他法令(知事許可)該当案件審査 ・関係機関との調整 																																																											
	地域振興局林務課	<ul style="list-style-type: none"> ・申請窓口 ・審査 ・工事完了検査 																																																											
上田市開発条例	上田市都市計画課	<ul style="list-style-type: none"> ・申請窓口 ・審査 																																																											
農地法・農地転用 農振法・農振除外	上田市農業委員会事務局 上田市農業政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・申請窓口(その他農地に關すること:農地整備課) ・審査 																																																											

雨水浸透阻害行為の許可事務申請マニュアル 新旧対照表

令和8年2月

資料	頁	旧(ver1.0)	新(ver1.1)																																																
申請マニ ュアル	2-9	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>特定都市河川浸水被害対策法</th> <th>他法令等による基準等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象箇所</td> <td>特定都市河川流域</td> <td>市町村内</td> </tr> <tr> <td>許可を要する事業対象規模</td> <td>1,000m² (0.1ha) 以上の雨水浸透阻害行為 特定都市河川浸水被害対策法に定める雨水浸透阻害行為の面積のみ</td> <td>1,000m² (0.1ha) 以上の雨水浸透阻害行為等 面積は既存開発面積を含む 開発区域面積</td> </tr> <tr> <td>対象行為</td> <td>雨水の流出増をもたらす行為（行為の主体や目的による別ではなく、公的主体が行うものにおいても対象としている） ・宅地等による開発行為 ・土地の舗装 ・土地の締固め、道路・鉄道</td> <td>特定都市河川浸水被害対策法の許可を要しない宅地から宅地の開発行為も対象となる。 他法令等の基準を参照（特定都市河川浸水被害対策法の許可を要しない宅地から宅地の開発行為も対象となる場合がある。）</td> </tr> <tr> <td>土地利用形態の変更の判断基準</td> <td>基本的に、申請時点を基準とする。 但し、特定都市河川流域の施行時点の情報も用いて判断する。</td> <td>申請時点を基準とする。</td> </tr> <tr> <td>必要対策量</td> <td> <p>・行為前後の土地利用の変化による流出係数の差分をもとに算定</p> <p>【関連他法令の算出】 ・開発許可等の申請の手引(長野県)に準じて対策量を算出 ・1.0ha以上は、流域開発に伴う防災調節等技術基準に準じて算定</p> <p>雨水浸透阻害行為に対する対策量のイメージ ※（本流域では、「雨水浸透阻害行為許可申請様式計算シート」を用いる）</p> <p>申請毎に個別に算定 → 対策量の多い方を適用 → 調整容量等</p> </td> <td> <p>・行為前後の土地利用の変化による流出係数の差分をもとに算定</p> <p>【関連他法令の算出】 ・開発許可等の申請の手引(長野県)に準じて対策量を算出 ・1.0ha以上は、流域開発に伴う防災調節等技術基準に準じて算定</p> <p>雨水浸透阻害行為に対する対策量のイメージ ※（本流域では、「雨水浸透阻害行為許可申請様式計算シート」を用いる）</p> <p>申請毎に個別に算定 → 対策量の多い方を適用 → 調整容量等</p> </td> </tr> <tr> <td>申請</td> <td>申請は、必要対策量を適用したもののだけでなく、特定都市河川浸水被害対策法と他法令等の両方の申請手続きが必要</td> <td>申請は、必要対策量を適用したもののだけでなく、特定都市河川浸水被害対策法と他法令等の両方の申請手続きが必要</td> </tr> <tr> <td>標識設置</td> <td>許可権者が設置 ※申請者の立候により申請者が設置することも可</td> <td>許が作成した標識を申請者が設置 ※申請者が作成・設置することも可</td> </tr> </tbody> </table>		特定都市河川浸水被害対策法	他法令等による基準等	対象箇所	特定都市河川流域	市町村内	許可を要する事業対象規模	1,000m ² (0.1ha) 以上の雨水浸透阻害行為 特定都市河川浸水被害対策法に定める雨水浸透阻害行為の面積のみ	1,000m ² (0.1ha) 以上の雨水浸透阻害行為等 面積は既存開発面積を含む 開発区域面積	対象行為	雨水の流出増をもたらす行為（行為の主体や目的による別ではなく、公的主体が行うものにおいても対象としている） ・宅地等による開発行為 ・土地の舗装 ・土地の締固め、道路・鉄道	特定都市河川浸水被害対策法の許可を要しない宅地から宅地の開発行為も対象となる。 他法令等の基準を参照（特定都市河川浸水被害対策法の許可を要しない宅地から宅地の開発行為も対象となる場合がある。）	土地利用形態の変更の判断基準	基本的に、申請時点を基準とする。 但し、特定都市河川流域の施行時点の情報も用いて判断する。	申請時点を基準とする。	必要対策量	<p>・行為前後の土地利用の変化による流出係数の差分をもとに算定</p> <p>【関連他法令の算出】 ・開発許可等の申請の手引(長野県)に準じて対策量を算出 ・1.0ha以上は、流域開発に伴う防災調節等技術基準に準じて算定</p> <p>雨水浸透阻害行為に対する対策量のイメージ ※（本流域では、「雨水浸透阻害行為許可申請様式計算シート」を用いる）</p> <p>申請毎に個別に算定 → 対策量の多い方を適用 → 調整容量等</p>	<p>・行為前後の土地利用の変化による流出係数の差分をもとに算定</p> <p>【関連他法令の算出】 ・開発許可等の申請の手引(長野県)に準じて対策量を算出 ・1.0ha以上は、流域開発に伴う防災調節等技術基準に準じて算定</p> <p>雨水浸透阻害行為に対する対策量のイメージ ※（本流域では、「雨水浸透阻害行為許可申請様式計算シート」を用いる）</p> <p>申請毎に個別に算定 → 対策量の多い方を適用 → 調整容量等</p>	申請	申請は、必要対策量を適用したもののだけでなく、特定都市河川浸水被害対策法と他法令等の両方の申請手続きが必要	申請は、必要対策量を適用したもののだけでなく、特定都市河川浸水被害対策法と他法令等の両方の申請手続きが必要	標識設置	許可権者が設置 ※申請者の立候により申請者が設置することも可	許が作成した標識を申請者が設置 ※申請者が作成・設置することも可	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>特定都市河川浸水被害対策法</th> <th>他法令等による基準等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象箇所</td> <td>特定都市河川流域</td> <td>市町村内</td> </tr> <tr> <td>許可を要する事業対象規模</td> <td>1,000m² (0.1ha) 以上の雨水浸透阻害行為 特定都市河川浸水被害対策法に定める雨水浸透阻害行為の面積のみ</td> <td>1,000m² (0.1ha) 以上の雨水浸透阻害行為等 面積は既存開発面積を含む 開発区域面積</td> </tr> <tr> <td>対象行為</td> <td>雨水の流出増をもたらす行為（行為の主体や目的による別ではなく、公的主体が行うものにおいても対象としている） ・宅地等による開発行為 ・土地の舗装 ・土地の締固め、道路・鉄道</td> <td>特定都市河川浸水被害対策法の許可を要しない宅地から宅地の開発行為も対象となる。 他法令等の基準を参照（特定都市河川浸水被害対策法の許可を要しない宅地から宅地の開発行為も対象となる場合がある。）</td> </tr> <tr> <td>土地利用形態の変更の判断基準</td> <td>基本的に、申請時点を基準とする。 但し、特定都市河川流域の施行時点の情報も用いて判断する。</td> <td>申請時点を基準とする。</td> </tr> <tr> <td>必要対策量</td> <td> <p>・行為前後の土地利用の変化による流出係数の差分をもとに算定</p> <p>【関連他法令の算出】 ・開発許可等の申請の手引(長野県)に準じて対策量を算出 ・1.0ha以上は、流域開発に伴う防災調節等技術基準に準じて算定</p> <p>雨水浸透阻害行為に対する対策量のイメージ ※（本流域では、「雨水浸透阻害行為許可申請様式計算シート」を用いる）</p> <p>申請毎に個別に算定 → 対策量の多い方を適用 → 調整容量等</p> </td> <td> <p>・行為前後の土地利用の変化による流出係数の差分をもとに算定</p> <p>【関連他法令の算出】 ・開発許可等の申請の手引(長野県)に準じて対策量を算出 ・1.0ha以上は、流域開発に伴う防災調節等技術基準に準じて算定</p> <p>雨水浸透阻害行為に対する対策量のイメージ ※（本流域では、「雨水浸透阻害行為許可申請様式計算シート」を用いる）</p> <p>申請毎に個別に算定 → 対策量の多い方を適用 → 調整容量等</p> </td> </tr> <tr> <td>申請</td> <td>申請は、必要対策量を適用したもののだけでなく、特定都市河川浸水被害対策法と他法令等の両方の申請手続きが必要</td> <td>申請は、必要対策量を適用したもののだけでなく、特定都市河川浸水被害対策法と他法令等の両方の申請手続きが必要</td> </tr> <tr> <td>標識設置</td> <td>許が作成した標識を申請者が設置 ※申請者が作成・設置することも可</td> <td>申請者が設置</td> </tr> </tbody> </table>		特定都市河川浸水被害対策法	他法令等による基準等	対象箇所	特定都市河川流域	市町村内	許可を要する事業対象規模	1,000m ² (0.1ha) 以上の雨水浸透阻害行為 特定都市河川浸水被害対策法に定める雨水浸透阻害行為の面積のみ	1,000m ² (0.1ha) 以上の雨水浸透阻害行為等 面積は既存開発面積を含む 開発区域面積	対象行為	雨水の流出増をもたらす行為（行為の主体や目的による別ではなく、公的主体が行うものにおいても対象としている） ・宅地等による開発行為 ・土地の舗装 ・土地の締固め、道路・鉄道	特定都市河川浸水被害対策法の許可を要しない宅地から宅地の開発行為も対象となる。 他法令等の基準を参照（特定都市河川浸水被害対策法の許可を要しない宅地から宅地の開発行為も対象となる場合がある。）	土地利用形態の変更の判断基準	基本的に、申請時点を基準とする。 但し、特定都市河川流域の施行時点の情報も用いて判断する。	申請時点を基準とする。	必要対策量	<p>・行為前後の土地利用の変化による流出係数の差分をもとに算定</p> <p>【関連他法令の算出】 ・開発許可等の申請の手引(長野県)に準じて対策量を算出 ・1.0ha以上は、流域開発に伴う防災調節等技術基準に準じて算定</p> <p>雨水浸透阻害行為に対する対策量のイメージ ※（本流域では、「雨水浸透阻害行為許可申請様式計算シート」を用いる）</p> <p>申請毎に個別に算定 → 対策量の多い方を適用 → 調整容量等</p>	<p>・行為前後の土地利用の変化による流出係数の差分をもとに算定</p> <p>【関連他法令の算出】 ・開発許可等の申請の手引(長野県)に準じて対策量を算出 ・1.0ha以上は、流域開発に伴う防災調節等技術基準に準じて算定</p> <p>雨水浸透阻害行為に対する対策量のイメージ ※（本流域では、「雨水浸透阻害行為許可申請様式計算シート」を用いる）</p> <p>申請毎に個別に算定 → 対策量の多い方を適用 → 調整容量等</p>	申請	申請は、必要対策量を適用したもののだけでなく、特定都市河川浸水被害対策法と他法令等の両方の申請手続きが必要	申請は、必要対策量を適用したもののだけでなく、特定都市河川浸水被害対策法と他法令等の両方の申請手続きが必要	標識設置	許が作成した標識を申請者が設置 ※申請者が作成・設置することも可	申請者が設置
			特定都市河川浸水被害対策法	他法令等による基準等																																															
対象箇所	特定都市河川流域	市町村内																																																	
許可を要する事業対象規模	1,000m ² (0.1ha) 以上の雨水浸透阻害行為 特定都市河川浸水被害対策法に定める雨水浸透阻害行為の面積のみ	1,000m ² (0.1ha) 以上の雨水浸透阻害行為等 面積は既存開発面積を含む 開発区域面積																																																	
対象行為	雨水の流出増をもたらす行為（行為の主体や目的による別ではなく、公的主体が行うものにおいても対象としている） ・宅地等による開発行為 ・土地の舗装 ・土地の締固め、道路・鉄道	特定都市河川浸水被害対策法の許可を要しない宅地から宅地の開発行為も対象となる。 他法令等の基準を参照（特定都市河川浸水被害対策法の許可を要しない宅地から宅地の開発行為も対象となる場合がある。）																																																	
土地利用形態の変更の判断基準	基本的に、申請時点を基準とする。 但し、特定都市河川流域の施行時点の情報も用いて判断する。	申請時点を基準とする。																																																	
必要対策量	<p>・行為前後の土地利用の変化による流出係数の差分をもとに算定</p> <p>【関連他法令の算出】 ・開発許可等の申請の手引(長野県)に準じて対策量を算出 ・1.0ha以上は、流域開発に伴う防災調節等技術基準に準じて算定</p> <p>雨水浸透阻害行為に対する対策量のイメージ ※（本流域では、「雨水浸透阻害行為許可申請様式計算シート」を用いる）</p> <p>申請毎に個別に算定 → 対策量の多い方を適用 → 調整容量等</p>	<p>・行為前後の土地利用の変化による流出係数の差分をもとに算定</p> <p>【関連他法令の算出】 ・開発許可等の申請の手引(長野県)に準じて対策量を算出 ・1.0ha以上は、流域開発に伴う防災調節等技術基準に準じて算定</p> <p>雨水浸透阻害行為に対する対策量のイメージ ※（本流域では、「雨水浸透阻害行為許可申請様式計算シート」を用いる）</p> <p>申請毎に個別に算定 → 対策量の多い方を適用 → 調整容量等</p>																																																	
申請	申請は、必要対策量を適用したもののだけでなく、特定都市河川浸水被害対策法と他法令等の両方の申請手続きが必要	申請は、必要対策量を適用したもののだけでなく、特定都市河川浸水被害対策法と他法令等の両方の申請手続きが必要																																																	
標識設置	許可権者が設置 ※申請者の立候により申請者が設置することも可	許が作成した標識を申請者が設置 ※申請者が作成・設置することも可																																																	
	特定都市河川浸水被害対策法	他法令等による基準等																																																	
対象箇所	特定都市河川流域	市町村内																																																	
許可を要する事業対象規模	1,000m ² (0.1ha) 以上の雨水浸透阻害行為 特定都市河川浸水被害対策法に定める雨水浸透阻害行為の面積のみ	1,000m ² (0.1ha) 以上の雨水浸透阻害行為等 面積は既存開発面積を含む 開発区域面積																																																	
対象行為	雨水の流出増をもたらす行為（行為の主体や目的による別ではなく、公的主体が行うものにおいても対象としている） ・宅地等による開発行為 ・土地の舗装 ・土地の締固め、道路・鉄道	特定都市河川浸水被害対策法の許可を要しない宅地から宅地の開発行為も対象となる。 他法令等の基準を参照（特定都市河川浸水被害対策法の許可を要しない宅地から宅地の開発行為も対象となる場合がある。）																																																	
土地利用形態の変更の判断基準	基本的に、申請時点を基準とする。 但し、特定都市河川流域の施行時点の情報も用いて判断する。	申請時点を基準とする。																																																	
必要対策量	<p>・行為前後の土地利用の変化による流出係数の差分をもとに算定</p> <p>【関連他法令の算出】 ・開発許可等の申請の手引(長野県)に準じて対策量を算出 ・1.0ha以上は、流域開発に伴う防災調節等技術基準に準じて算定</p> <p>雨水浸透阻害行為に対する対策量のイメージ ※（本流域では、「雨水浸透阻害行為許可申請様式計算シート」を用いる）</p> <p>申請毎に個別に算定 → 対策量の多い方を適用 → 調整容量等</p>	<p>・行為前後の土地利用の変化による流出係数の差分をもとに算定</p> <p>【関連他法令の算出】 ・開発許可等の申請の手引(長野県)に準じて対策量を算出 ・1.0ha以上は、流域開発に伴う防災調節等技術基準に準じて算定</p> <p>雨水浸透阻害行為に対する対策量のイメージ ※（本流域では、「雨水浸透阻害行為許可申請様式計算シート」を用いる）</p> <p>申請毎に個別に算定 → 対策量の多い方を適用 → 調整容量等</p>																																																	
申請	申請は、必要対策量を適用したもののだけでなく、特定都市河川浸水被害対策法と他法令等の両方の申請手続きが必要	申請は、必要対策量を適用したもののだけでなく、特定都市河川浸水被害対策法と他法令等の両方の申請手続きが必要																																																	
標識設置	許が作成した標識を申請者が設置 ※申請者が作成・設置することも可	申請者が設置																																																	
申請マニ ュアル	2-10																																																		

雨水浸透阻害行為の許可事務申請マニュアル 新旧対照表

令和8年2月

資料	頁	旧 (ver1.0)	新(ver1.1)
申請マニュアル	3-1	<pre> graph TD A[申請者対応事項 事前相談に必要な書類の作成] --> B[開発エリアが特定都市河川流域内かつ1,000m²以上] B -- Yes --> C[事前相談不要] B -- No --> D[事前相談 開発行為の確認 対策量の確認等] D -- Yes --> E[雨水浸透阻害行為許可申請] E -- No --> F[許可] F -- Yes --> G[工事の実施] G --> H[工事の完了] H --> I[工事完了検査] I --> J[雨水貯留浸透施設の標識設置] J --> K[標識の立ち合い] C --> L[審査] L --> M[許可又は不許可の通知] M --> N[工事着手届の提出] N --> O[工事完了届の提出] O --> P[標識の設置] </pre>	<pre> graph TD A[申請者対応事項 事前相談に必要な書類の作成] --> B[開発エリアが特定都市河川流域内かつ1,000m²以上] B -- Yes --> C[事前相談不要] B -- No --> D[事前相談 開発行為の確認 対策量の確認等] D -- Yes --> E[雨水浸透阻害行為許可申請] E -- No --> F[許可] F -- Yes --> G[工事の実施] G --> H[工事の完了] H --> I[工事完了検査] I --> J[雨水貯留浸透施設の標識設置] J --> K[標識の設置] C --> L[審査] L --> M[許可又は不許可の通知] M --> N[工事着手届の提出] N --> O[工事完了届の提出] O --> P[標識の作成] </pre>
申請マニュアル	4-1	<pre> graph TD A[申請者対応事項 事前相談に必要な書類の作成] --> B[開発エリアが特定都市河川流域内かつ1,000m²以上] B -- Yes --> C[事前相談不要] B -- No --> D[事前相談 開発行為の確認 対策量の確認等] D -- Yes --> E[雨水浸透阻害行為許可申請] E -- No --> F[許可] F -- Yes --> G[工事の実施] G --> H[工事の完了] H --> I[工事完了検査] I --> J[雨水貯留浸透施設の標識設置] J --> K[標識の立ち合い] C --> L[審査] L --> M[許可又は不許可の通知] M --> N[工事着手届の提出] N --> O[工事完了届の提出] O --> P[標識の設置] </pre>	<pre> graph TD A[申請者対応事項 事前相談に必要な書類の作成] --> B[開発エリアが特定都市河川流域内かつ1,000m²以上] B -- Yes --> C[事前相談不要] B -- No --> D[事前相談 開発行為の確認 対策量の確認等] D -- Yes --> E[雨水浸透阻害行為許可申請] E -- No --> F[許可] F -- Yes --> G[工事の実施] G --> H[工事の完了] H --> I[工事完了検査] I --> J[雨水貯留浸透施設の標識設置] J --> K[標識の作成] C --> L[審査] L --> M[許可又は不許可の通知] M --> N[工事着手届の提出] N --> O[工事完了届の提出] O --> P[標識の設置] </pre>

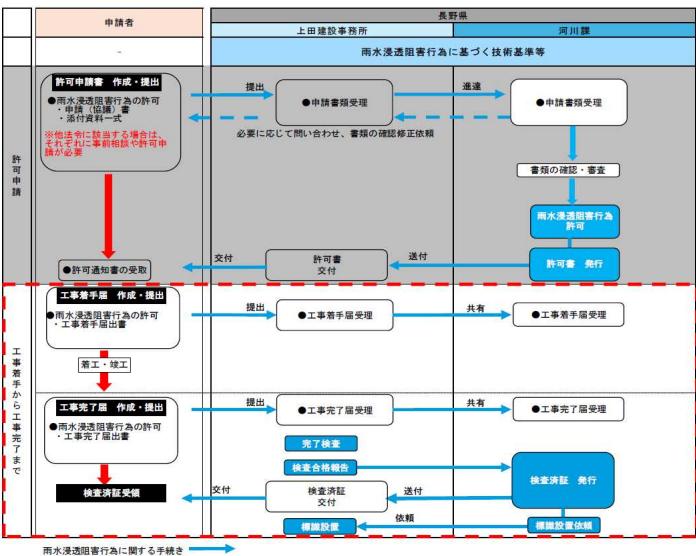
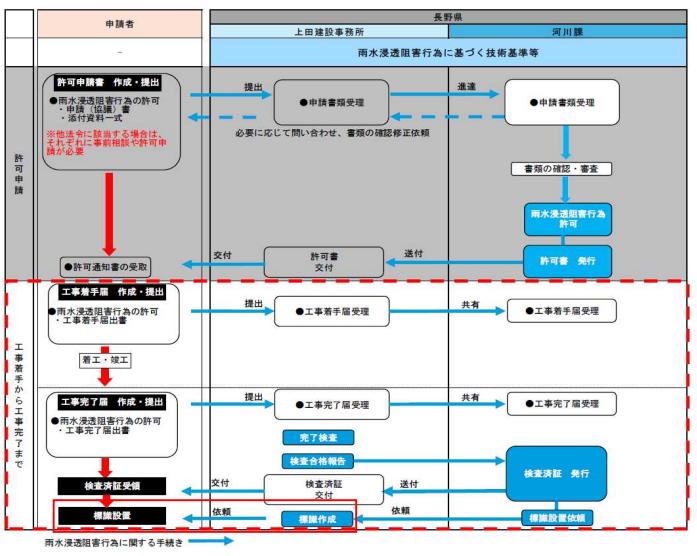
雨水浸透阻害行為の許可事務申請マニュアル 新旧対照表

令和8年2月

資料	頁	旧(ver1.0)	新(ver1.1)
申請マニュアル	4-2	<p>申請者</p> <p>長野県 上田建設事務所 河川課 雨水浸透阻害行為に基づく技術基準等</p> <p>●許可申請書 作成・提出 ●雨水浸透阻害行為の許可申請書類一式 ●添付資料一式 ※他の法令に該当する場合は、それそれに事前相談や許可申請が必要</p> <p>●申請書類受理 ●申請書類受付 ●申請書類確認 ●申請書類審査 ●雨水浸透阻害行為許可 ●許可書発行</p> <p>●許可通知書の受取 ●工事着手届 作成・提出 ●雨水浸透阻害行為の許可・工事着手届出書 ●着工・竣工</p> <p>●工事完了届 作成・提出 ●雨水浸透阻害行為の許可・工事完了届出書 ●完工検査 ●検査合格報告 ●検査済証発行 ●検査済証依頼 ●標識設置依頼</p> <p>●許可書交付 ●工事着手届受付 ●工事着手届受理 ●工事完了届受付 ●工事完了届受理 ●完了検査 ●検査合格報告 ●検査済証交付 ●検査済証発行 ●検査済証依頼 ●標識設置依頼</p> <p>●許可通知書の受取 ●工事着手届 作成・提出 ●雨水浸透阻害行為の許可・工事着手届出書 ●着工・竣工</p> <p>●工事完了届 作成・提出 ●雨水浸透阻害行為の許可・工事完了届出書 ●完工検査 ●検査合格報告 ●検査済証発行 ●検査済証依頼 ●標識設置依頼</p> <p>●許可書交付 ●工事着手届受付 ●工事着手届受理 ●工事完了届受付 ●工事完了届受理 ●完了検査 ●検査合格報告 ●検査済証交付 ●検査済証発行 ●検査済証依頼 ●標識設置依頼</p> <p>雨水浸透阻害行為に関する手続き</p>	<p>申請者</p> <p>長野県 上田建設事務所 河川課 雨水浸透阻害行為に基づく技術基準等</p> <p>●許可申請書 作成・提出 ●雨水浸透阻害行為の許可申請書類一式 ●添付資料一式 ※他の法令に該当する場合は、それそれに事前相談や許可申請が必要</p> <p>●申請書類受付 ●申請書類確認 ●申請書類審査 ●雨水浸透阻害行為許可 ●許可書発行</p> <p>●許可通知書の受取 ●工事着手届 作成・提出 ●雨水浸透阻害行為の許可・工事着手届出書 ●着工・竣工</p> <p>●工事完了届 作成・提出 ●雨水浸透阻害行為の許可・工事完了届出書 ●完工検査 ●検査合格報告 ●検査済証発行 ●検査済証依頼 ●標識設置依頼</p> <p>●許可書交付 ●工事着手届受付 ●工事着手届受理 ●工事完了届受付 ●工事完了届受理 ●完了検査 ●検査合格報告 ●検査済証交付 ●検査済証発行 ●検査済証依頼 ●標識設置依頼</p> <p>●許可通知書の受取 ●工事着手届 作成・提出 ●雨水浸透阻害行為の許可・工事着手届出書 ●着工・竣工</p> <p>●工事完了届 作成・提出 ●雨水浸透阻害行為の許可・工事完了届出書 ●完工検査 ●検査合格報告 ●検査済証発行 ●検査済証依頼 ●標識設置依頼</p> <p>●許可書交付 ●工事着手届受付 ●工事着手届受理 ●工事完了届受付 ●工事完了届受理 ●完了検査 ●検査合格報告 ●検査済証交付 ●検査済証発行 ●検査済証依頼 ●標識設置依頼</p> <p>雨水浸透阻害行為に関する手続き</p>
申請マニュアル	5-1	<p>申請者対応事項</p> <p>●事前相談に必要な書類の作成</p> <p>●事前相談の申請 ●雨水貯留浸透施設の検討 ●許可申請に必要な書類の作成 ●本申請</p> <p>●工事着手届の提出 ●工事完了届の提出 ●標識設置の立ち合い</p> <p>審査者対応事項</p> <p>●開発エリアが特定都市河川流域内かつ1,000m²以上 Yes → 事前相談不要 No → 事前相談 ●事前相談 ●開発行為の確認 ●対策量の確認等 Yes → 許可申請不要 No → 雨水浸透阻害行為許可申請 ●許可 ●工事の実施 ●工事の完了 ●工事完了検査 ●雨水貯留浸透施設の標識設置</p> <p>●審査 ●許可又は不許可の通知</p>	<p>申請者対応事項</p> <p>●事前相談に必要な書類の作成</p> <p>●事前相談の申請 ●雨水貯留浸透施設の検討 ●許可申請に必要な書類の作成 ●本申請</p> <p>●工事着手届の提出 ●工事完了届の提出 ●標識の設置</p> <p>審査者対応事項</p> <p>●開発エリアが特定都市河川流域内かつ1,000m²以上 Yes → 事前相談不要 No → 事前相談 ●事前相談 ●開発行為の確認 ●対策量の確認等 Yes → 許可申請不要 No → 雨水浸透阻害行為許可申請 ●許可 ●工事の実施 ●工事の完了 ●工事完了検査 ●雨水貯留浸透施設の標識設置</p> <p>●審査 ●許可又は不許可の通知</p>

雨水浸透阻害行為の許可事務申請マニュアル 新旧対照表

令和8年2月

資料	頁	旧(ver1.0)	新(ver1.1)
申請マニュアル	5-2		
申請マニュアル	5-13	<p>5.5 標識の設置</p> <p>知事は、雨水貯留浸透施設工事の完了に伴う検査の結果、技術的基準に適合すると認めたときは、特定都市河川浸水被害対策法に基づく雨水貯留浸透施設等の標識の設置の基準に関する条例で定めるところにより、標識を設置する。それにより、雨水貯留浸透施設が設置されている旨を表示し、当該雨水貯留浸透施設が特定都市河川流域の特定都市河川、特定都市河川下水道または地先の水路等の浸水被害の防止に寄与していることなどを流域内の住民等に対して周知する。</p> <p>なお、標識は知事(許可者)が設置することを基本とするが、申請者自らが希望した場合には、知事等に代わり申請者自身が標識の設置を行うことは可能である。</p> <p>また、他法令、基準において併せて同一施設に標識を設置する必要がある場合、双方の基準の範囲内で標識の共有化を図るなど、申請者と協議を行うことも可能とする。これは標識の設置が民有地になることを踏まえ、維持管理上の視点からの配慮である。</p>	<p>5.5 標識の設置</p> <p>(削除)雨水貯留浸透施設工事の完了に伴う検査の結果、技術的基準に適合すると認められたときは、特定都市河川浸水被害対策法に基づく雨水貯留浸透施設等の標識の設置の基準に関する条例で定めるところにより、標識を設置する。それにより、雨水貯留浸透施設が設置されている旨を表示し、当該雨水貯留浸透施設が特定都市河川流域の特定都市河川、特定都市河川下水道または地先の水路等の浸水被害の防止に寄与していることなどを流域内の住民等に対して周知する。</p> <p>なお、標識は県が作成した標識を申請者が設置することとする。適切な大きさ構造については、設置箇所や設置する雨水貯留浸透施設の種類や構造等を踏まえ、協議の上決定する。申請者自らが希望した場合には、申請者自身が作成・設置を行うことは可能である。</p> <p>また、他法令、基準において併せて同一施設に標識を設置する必要がある場合、双方の基準の範囲内で標識の共有化を図るなど、申請者と協議を行うことも可能とする。これは標識の設置が民有地になることを踏まえ、維持管理上の視点からの配慮である。</p>

雨水浸透阻害行為の許可事務申請マニュアル 新旧対照表

令和8年2月

資料	頁	旧 (ver1.0)	新(ver1.1)
申請マニュアル	5-13	<p>5.5.2 標識の設置位置について 知事は、検査済証を交付した対策工事において、申請書に明記されている標識設置予定箇所に設置することとする。なお、現地再精査の結果、申請書に明記された箇所以上に適当と判断された場合に限って、設置位置を変更することができる。 なお、標識の設置により完成した構造物等に影響を与える場合も想定されたため、標識の設置位置、設置時期等については申請者と協議を行うことが望ましい。</p>	<p>5.5.2 標識の設置位置について <u>(削除)</u> 検査済証を交付した対策工事において、申請書に明記されている標識設置予定箇所に設置することとする。 なお、現地再精査の結果、申請書に明記された箇所以上に適当と判断された場合に限って、設置位置を変更することができる。 <u>(削除)</u></p>
申請マニュアル 参考資料編	表紙	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;">  特定都市河川浸水被害対策法に基づく 雨水浸透阻害行為の許可事務 申請マニュアル 参考資料編 【矢出沢川流域版】 令和8年1月 長野県 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;">  特定都市河川浸水被害対策法に基づく 雨水浸透阻害行為の許可事務 申請マニュアル 参考資料編 【矢出沢川流域版】 令和8年2月 長野県 </div>

雨水浸透阻害行為の許可事務申請マニュアル 新旧対照表

令和8年2月

資料	頁	旧(ver1.0)	新(ver1.1)																																																																		
申請マニュアル 参考資料編	2-1	<table border="1"> <thead> <tr> <th>法</th><th>機関</th><th>役割</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定都市河川浸水被害対策法 雨水浸透阻害行為許可</td><td>長野県河川課</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・全般指導 ・(当面) 事前相談窓口、事前確認 ・(当面) 審査 (将来) 大規模案件等審査 (案) ・関係機関との調整 </td></tr> <tr> <td></td><td>上田建設事務所維持管理課</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・申請者窓口 ・(当面) 河川課へ進達 (将来) 審査 (案) ・工事完了検査 ・標識設置 </td></tr> <tr> <td>都市計画法 開発許可</td><td>長野県都市・まちづくり課</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・全般指導 ・大規模案件等審査 ・関係機関との調整 </td></tr> <tr> <td></td><td>上田建設事務所建築課</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・申請者窓口 ・審査 ・工事完了検査 </td></tr> <tr> <td>盛土規制法 盛土規制</td><td>長野県都市・まちづくり課</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・全般指導 ・関係機関との調整 </td></tr> <tr> <td></td><td>上田建設事務所維持管理課</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・申請者窓口 ・審査 ・工事完了検査 </td></tr> <tr> <td>森林法 林地開発許可</td><td>長野県森林づくり推進課</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・全般指導 ・大規模案件等審査 ・関係機関との調整 </td></tr> <tr> <td></td><td>上田地域振興局林務課</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・申請者窓口 ・審査 ・工事完了検査 </td></tr> <tr> <td>上田市 開発条例</td><td>上田市都市計画課</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・申請者窓口 ・審査 </td></tr> <tr> <td>農地法・農地転用 農振法・農振除外</td><td>上田市農業委員会事務局 上田市農業政策課</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・申請窓口 (その他農地に関するここと:農地整備課) ・審査 </td></tr> </tbody> </table>	法	機関	役割	特定都市河川浸水被害対策法 雨水浸透阻害行為許可	長野県河川課	<ul style="list-style-type: none"> ・全般指導 ・(当面) 事前相談窓口、事前確認 ・(当面) 審査 (将来) 大規模案件等審査 (案) ・関係機関との調整 		上田建設事務所維持管理課	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者窓口 ・(当面) 河川課へ進達 (将来) 審査 (案) ・工事完了検査 ・標識設置 	都市計画法 開発許可	長野県都市・まちづくり課	<ul style="list-style-type: none"> ・全般指導 ・大規模案件等審査 ・関係機関との調整 		上田建設事務所建築課	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者窓口 ・審査 ・工事完了検査 	盛土規制法 盛土規制	長野県都市・まちづくり課	<ul style="list-style-type: none"> ・全般指導 ・関係機関との調整 		上田建設事務所維持管理課	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者窓口 ・審査 ・工事完了検査 	森林法 林地開発許可	長野県森林づくり推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・全般指導 ・大規模案件等審査 ・関係機関との調整 		上田地域振興局林務課	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者窓口 ・審査 ・工事完了検査 	上田市 開発条例	上田市都市計画課	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者窓口 ・審査 	農地法・農地転用 農振法・農振除外	上田市農業委員会事務局 上田市農業政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・申請窓口 (その他農地に関するここと:農地整備課) ・審査 	<table border="1"> <thead> <tr> <th>法</th><th>機関</th><th>役割</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定都市河川浸水被害対策法 雨水浸透阻害行為許可</td><td>長野県河川課</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・全般指導 ・(当面) 事前相談窓口、事前確認 ・(当面) 審査 (将来) 大規模案件等審査 (案) ・関係機関との調整 </td></tr> <tr> <td></td><td>上田建設事務所維持管理課</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・申請者窓口 ・(当面) 河川課へ進達 (将来) 審査 (案) ・工事完了検査 ・標識作成 </td></tr> <tr> <td>都市計画法 開発許可</td><td>長野県都市・まちづくり課</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・全般指導 ・大規模案件等審査 ・関係機関との調整 </td></tr> <tr> <td></td><td>上田建設事務所建築課</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・申請者窓口 ・審査 ・工事完了検査 </td></tr> <tr> <td>盛土規制法 盛土規制</td><td>長野県都市・まちづくり課</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・全般指導 ・関係機関との調整 </td></tr> <tr> <td></td><td>上田建設事務所維持管理課</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・申請者窓口 ・審査 ・工事完了検査 </td></tr> <tr> <td>森林法 林地開発許可</td><td>長野県森林づくり推進課</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・全般指導 ・大規模案件等審査 ・関係機関との調整 </td></tr> <tr> <td></td><td>上田地域振興局林務課</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・申請者窓口 ・審査 ・工事完了検査 </td></tr> <tr> <td>上田市 開発条例</td><td>上田市都市計画課</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・申請者窓口 ・審査 </td></tr> <tr> <td>農地法・農地転用 農振法・農振除外</td><td>上田市農業委員会事務局 上田市農業政策課</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・申請窓口 (その他農地に関するここと:農地整備課) ・審査 </td></tr> </tbody> </table>	法	機関	役割	特定都市河川浸水被害対策法 雨水浸透阻害行為許可	長野県河川課	<ul style="list-style-type: none"> ・全般指導 ・(当面) 事前相談窓口、事前確認 ・(当面) 審査 (将来) 大規模案件等審査 (案) ・関係機関との調整 		上田建設事務所維持管理課	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者窓口 ・(当面) 河川課へ進達 (将来) 審査 (案) ・工事完了検査 ・標識作成 	都市計画法 開発許可	長野県都市・まちづくり課	<ul style="list-style-type: none"> ・全般指導 ・大規模案件等審査 ・関係機関との調整 		上田建設事務所建築課	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者窓口 ・審査 ・工事完了検査 	盛土規制法 盛土規制	長野県都市・まちづくり課	<ul style="list-style-type: none"> ・全般指導 ・関係機関との調整 		上田建設事務所維持管理課	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者窓口 ・審査 ・工事完了検査 	森林法 林地開発許可	長野県森林づくり推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・全般指導 ・大規模案件等審査 ・関係機関との調整 		上田地域振興局林務課	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者窓口 ・審査 ・工事完了検査 	上田市 開発条例	上田市都市計画課	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者窓口 ・審査 	農地法・農地転用 農振法・農振除外	上田市農業委員会事務局 上田市農業政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・申請窓口 (その他農地に関するここと:農地整備課) ・審査
法	機関	役割																																																																			
特定都市河川浸水被害対策法 雨水浸透阻害行為許可	長野県河川課	<ul style="list-style-type: none"> ・全般指導 ・(当面) 事前相談窓口、事前確認 ・(当面) 審査 (将来) 大規模案件等審査 (案) ・関係機関との調整 																																																																			
	上田建設事務所維持管理課	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者窓口 ・(当面) 河川課へ進達 (将来) 審査 (案) ・工事完了検査 ・標識設置 																																																																			
都市計画法 開発許可	長野県都市・まちづくり課	<ul style="list-style-type: none"> ・全般指導 ・大規模案件等審査 ・関係機関との調整 																																																																			
	上田建設事務所建築課	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者窓口 ・審査 ・工事完了検査 																																																																			
盛土規制法 盛土規制	長野県都市・まちづくり課	<ul style="list-style-type: none"> ・全般指導 ・関係機関との調整 																																																																			
	上田建設事務所維持管理課	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者窓口 ・審査 ・工事完了検査 																																																																			
森林法 林地開発許可	長野県森林づくり推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・全般指導 ・大規模案件等審査 ・関係機関との調整 																																																																			
	上田地域振興局林務課	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者窓口 ・審査 ・工事完了検査 																																																																			
上田市 開発条例	上田市都市計画課	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者窓口 ・審査 																																																																			
農地法・農地転用 農振法・農振除外	上田市農業委員会事務局 上田市農業政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・申請窓口 (その他農地に関するここと:農地整備課) ・審査 																																																																			
法	機関	役割																																																																			
特定都市河川浸水被害対策法 雨水浸透阻害行為許可	長野県河川課	<ul style="list-style-type: none"> ・全般指導 ・(当面) 事前相談窓口、事前確認 ・(当面) 審査 (将来) 大規模案件等審査 (案) ・関係機関との調整 																																																																			
	上田建設事務所維持管理課	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者窓口 ・(当面) 河川課へ進達 (将来) 審査 (案) ・工事完了検査 ・標識作成 																																																																			
都市計画法 開発許可	長野県都市・まちづくり課	<ul style="list-style-type: none"> ・全般指導 ・大規模案件等審査 ・関係機関との調整 																																																																			
	上田建設事務所建築課	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者窓口 ・審査 ・工事完了検査 																																																																			
盛土規制法 盛土規制	長野県都市・まちづくり課	<ul style="list-style-type: none"> ・全般指導 ・関係機関との調整 																																																																			
	上田建設事務所維持管理課	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者窓口 ・審査 ・工事完了検査 																																																																			
森林法 林地開発許可	長野県森林づくり推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・全般指導 ・大規模案件等審査 ・関係機関との調整 																																																																			
	上田地域振興局林務課	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者窓口 ・審査 ・工事完了検査 																																																																			
上田市 開発条例	上田市都市計画課	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者窓口 ・審査 																																																																			
農地法・農地転用 農振法・農振除外	上田市農業委員会事務局 上田市農業政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・申請窓口 (その他農地に関するここと:農地整備課) ・審査 																																																																			
申請マニュアル 参考資料編	4-5	<p>4.1.3 浸透能力の評価 浸透施設を設計するためには、地盤の浸透能力を把握するために飽和透水係数が必要となる。飽和透水係数は、現地浸透試験より求めることができます。</p> <p>(1) 現地浸透試験(ボアホール法)の方法</p>	<p>4.1.3 浸透能力の評価 浸透施設を設計するためには、地盤の浸透能力を把握するために飽和透水係数が必要となる。飽和透水係数は、現地浸透試験より求める(削除)。</p> <p>(削除) 現地浸透試験(ボアホール法)の方法</p>																																																																		
申請マニュアル 参考資料編	4-7	<p>(2) 造成を行う行為の取り扱い 雨水流出増加行為を行う区域に、大きく盛土または切り土を伴う造成を行う場合には、現地浸透試験を行い、飽和透水係数を求めるものとする。浸透試験結果を受けて浸透施設設置の可否を決定する。</p>	<p>(削除)</p>																																																																		